

伊方原発運転差止仮処分 第1回審尋報告集会にて

7月21日に記者会見の場で話された内容

弁護団共同代表 徳田靖之弁護士

これまで私たち大分の弁護士として、伊方原発に対し具体的な取り組みをしてこなかったことについて、今日お集まりの方々や、伊方原発の差し止めに強い関心を持って行動してこられた方々におわびをしなければいけないと思っています。私たち自身、伊方原発の問題に関心がなかったわけではありませんが、今回の熊本・大分地震というものを体験するまで、実際に伊方原発が福島第一原発のような事態になったときに、私たち大分県民にどのような被害が及んでくるのか、具体的に想定することができないでしました。

実際、私は別府市に住んでいて震度6弱を体験してみて、これ以上の地震が起こったときに伊方原発がどうなるのか、万一、伊方原発に福島第一原発のような事態が起こったときに、私たち大分県民にどのような被害が及ぶのか、そういうことを本当に今さらながら深刻な問題として考えるようになりました。

熊本・大分地震というのは私たちにとって体験して間もないことですが、何よりも実感したのは、道路が地震によって破壊されて救援物資が届かないという状況がまさに起こったわけです。そうした中で、伊方原発に万一事故が起こったときに私たちは実際に避難できるのか、という問題に直面させられるだろうと思っています。

私どもは、熊本・大分地震の際に、別府市に住んでおられる障がいをお持ちの方々が実際にどのような

に避難できたのかという調査をしました。別府で最も被害の大きかった地域の亀川で調査を行ったところ、101人の障がいのある方々のうちで、避難しなかった方々が70%。そのうち、避難したかったけれども避難できなかった方々が40%。ですから、障がいのある方の30%が避難したくてもできない、という状態であったということです。

この方々が伊方原発で事故が起こったときにどうなるのか、ということです。障がいのある方や高齢の方など避難の難しい人たちが、結局は伊方原発からおそらく流出してまき散らされるであろう放射能の被害を受け続けなければならないのか。そんなことを考えて、大分県民の一人として、この仮処分及び今後提起される予定の訴訟に参加しようと決心しました。

やっと今日、第1回の審尋が開かれたわけで、裁判所としてはかなり記録を読んで、この仮処分を担当することについて積極的な意欲を示しているのではないかと感じさせられました。これから仮処分、本訴提起と続くわけですが、多くの大分県民の支援を受ける中でこの仮処分、裁判を進めていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。



裁判で勝訴するには裁判を支える運動が重要

弁護団共同代表 岡村正淳弁護士

原発という巨大な敵を相手に闘うことにはいささか逡巡がありましたが、河合弁護士から叱咤激励され、原告団の熱意に背中を押されて弁護団に参加させていただきました。仮処分申請の忙しい時期に入院し、これまでは戦力になりませんでした。が、先進弁護団の蓄積に学んで微力を尽くしたいと思います。

さて、伊方原発に対する仮処分は、運転の差し止めを求める差し止め訴訟です。「差し止め訴訟」とは、端的に言えば、取り返しのつかない事態になる前に止めさせることを目的とした訴訟です。その意味の差し止め訴訟では、大分は先進県の一つです。

1970年代の初めには、風成（カザナシ）漁民が臼杵市の大阪セメント誘致のための埋め立てを差し止める裁判で勝利し、臼杵の海を守り、粉じん公害を未然に差し止めました。1970年代後半には、8号地計画取消訴訟を提訴し、裁判の結論は敗訴でしたが、裁判と相まった運動の力で8号地計画を中止に追い込みました。

1990年代には佐伯市大入島（オニユジマ）の埋め立ての差し止めを求める裁判に取り組み、これも裁判の結論自体は



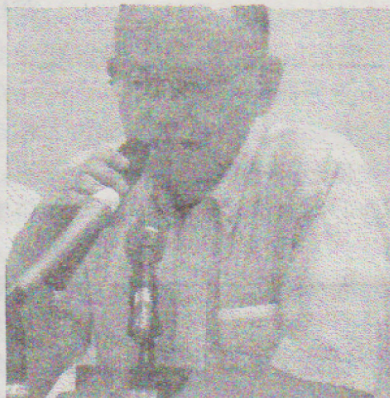
敗訴でしたが、裁判での追及と現地の皆さんの身体を張った闘いとが相まって埋め立てを中止に迫り込みました。どの闘いも、敗れていれば海は埋め立てられ、取り返しのつかない事態になっていたものを事前に差し止める成果を勝ち取りました。

大分で取り組んで成果を上げた過去の差し止め訴訟と原発の運転差し止めとは、誰に裁判を起こす資格があるかという「原告適格」に大きな違いがあります。臼杵の裁判の原告は漁業権を持った漁民、8号地裁判は8号地の背後地住民、大入島の裁判では埋め立て予定地に慣行上の権利を有する地元住民に限定されていました。それは、差し止めの対象となる事業による被害の範囲がある程度限局されていたからです。

しかし、伊方原発の場合、ひとたび取り返しのつかない事態が生じれば、被害は県民全体、いや、現在の県民だけではなく将来の県民にも及びます。したがって、県民なら誰にでも原告適格があります。それは、伊方原発問題が一部の人の問題ではなく、全ての県民の問題だということを意味します。

過去の差し止め訴訟では、裁判の力だけではなく、裁判と裁判を支える当事者や運動の力が相まって差し止めを勝ち取りました。伊方原発運転差し止め裁判は、過去の差し止め訴訟以上に、そのような力に支えられた裁判でなければならないし、そうなる必然性があると思います。私も県民の一人として、微力を尽くしたいと思います。

伊方原発裁判を支えてくれる皆さん



滋賀県から駆けつけてくれた
井戸弁護士。大津で高浜原
発の仮処分を勝ちとった主任
弁護士



8月31日(水)夕方仕事帰りにボランティアでピラ
撒きなどを手伝ってくれる女性たちです。毎週水
曜日18時からやってくれるそうです



7月16日に大分に来て講演し
て頂いた広瀬隆さん(作家)



毎回仮処分審尋に東京か
ら来る甬守(ほもり)弁護士



上の写真は21日の記者会のようす



左の写真は弁護団と原告団に
事務局スタッフが集合しました